

令和5年第7回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和5年7月6日(木) 午後3時00分から午後3時20分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 栄町農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書に
ついで

て

報告第2号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明
願について

その他

- 6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局主査 青木 秀直

- 7 農地利用最適化推進委員(5名)

大見川 正明 後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（大野茂夫）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和5年第7回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

○議事録署名委員の氏名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、4番野村斗士夫委員、5番長谷川貴子委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第1号 栄町農業振興地域整備計画の変更について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1ページ 議案第1号 栄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

栄町農業振興地域整備計画の農用地利用計画を変更する場合には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項の規定によりまして、当該市町村長は農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回提出されたものです。

始めに、3ページの様式第7号の変更理由書をご覧ください。

1の変更理由は、専用住宅を建設するにあたり建設地を農用地区域から除外するものです。

2の(1)、除外する土地の所在は、栄町龍角寺字大畑880番1で地目は畑448.41㎡となります。

次に(2)、農用地区域の概要をご覧ください。

表の中で、変更前の農用地区域Bの畑の面積が 105.90ha となっております。今回 0.04ha を除外しますので、変更後の農用地区域Cの畑の面積 105.86ha となります。

次に、4 ページの様式第 9 号農用地利用計画の変更に係る説明資料をご覧ください。事業計画者及び地権者の住所・氏名については、ご覧のとおりです。

5 ページが現在の農振農用地の区域を示しています。

計画地と書いてある場所が、今回専用住宅を建設し農用地区域から除外する場所です。

6 ページは、除外後の分割計画図になります。

それでは、4 ページに戻っていただき、ご説明いたします。

始めに、表中の中段（1）の事業計画の概要ですが。

平屋建ての専用住宅を建設するものです。

次に、（2）の必要性については、事業計画者は現在富里市に居住しておりますが、子供の出産（令和 5 年 8 月予定）をきっかけに現在の住まいが手狭になることから住宅建設を考え、実家の家族に相談したところ、祖父の助言もあり実家と同じ地区にある計画地に専用住宅を建築するものです。

計画地は実家にも近いことから出産後の子育ての支援はもちろんのこと、以前より実家の農作業を手伝っていることから、実家の耕作地にも近く農作業の効率性もよいことなどから必要性があると判断したものです。

次に、（3）代替性については、農業振興区域外の農地については、専用住宅を建設するための道路の条件を満たしておりません。したがって、専用住宅を建設するための道路の条件を満たしている農振農用地である今回の計画地を利用せざるを得ないと判断したものです。

次に、（4）規模の妥当性については、千葉県農地転用関係事務指針の一般専用住宅の許可基準の建築面積の 2 分の 1 以内の面積とし、上限をおおむね 5 0 0 m² 以内の計画となっております。妥当であると判断しております。

次に、（5）農用地の集団化等への影響については、農用地の分断や、用途の混在などを招くおそれはなく、農用地等への影響は無いと判断しております。

次に、（6）担い手農用地利用への影響については、計画地を含む農用地を現に利用集積しておらず、また今後も利用集積が見込まれないため、したがって、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼす恐れが無いと判断しております。

最後に（10）農振法以外の農地法や都市計画法等の許可等の見込みにつきましては、全て許可等の見込みとなっております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第 1 号 栄町農業振興地域整備計画の変更について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、7ページ 報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、8ページをご覧ください。

転用後の土地利用計画図は、9ページをご覧ください。

整理番号1 譲渡人・譲受人は記載のとおりです。申請地は、安食字上前、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は19㎡他3筆で、合計98.44㎡になります。転用目的は駐車場で、受理年月日は令和5年6月19日でございます。

本件は、市街化区域内の農地について、所有権移転を伴う駐車場用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものでございます。

農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第2号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、10ページ、報告第2号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号1と2が12ページ、整理番号3については、14ページと15ページをご覧ください。

整理番号1・2共に 申請地は、龍角寺字東、地目は登記簿・現況共に畑、面積は整理番号1が1,269㎡、整理番号2は1,785㎡で合計3,054㎡です。

転用目的は、太陽光発電施設用地になります。

次に、整理番号3 申請地は、安食字前新田、地目は登記簿が田、現況は畑、面積

は 93 m²他 1 筆で合計 330 m²です。

転用目的は、分家住宅用地になります。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規程第 6 条第 1 4 号の規定により、整理番号 1 と 2 が令和 5 年 6 月 1 3 日に整理番号 3 が令和 5 年 6 月 2 8 日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和 5 年第 7 回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後 3 時 2 0 分閉会